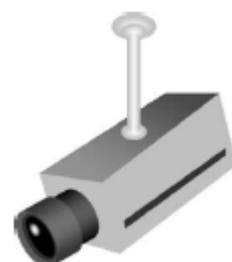


岡山市防犯カメラ設置支援事業

補助金交付申請に伴う Q & A

令和 7 年度版



岡 山 市

目 次

1 全体	1
Q1 申請受付期間を過ぎると申請は受理してもらえないのですか。.....	1
Q2 新規設置と更新設置を同時に申請することは可能か。.....	1
Q3 カメラと録画装置の台数が異なるなどの場合、補助額はどうなりますか。	1
Q4 補助金の上限について、防犯カメラ1台につき新規設置は30万円、更新設置は20万円となっていますが、これはカメラ本体のみの金額ですか。それとも全体の経費に対しての金額ですか。	2
Q5 動いてはいるが劣化した場合(故障していない場合)は更新設置の対象になりますか。	2
Q6 過去に補助を受けて設置した防犯カメラの修繕費用は補助の対象にならないのですか。	2
Q7 令和6年度に町内会の費用で防犯カメラの更新をしましたが、補助対象になりますか。	2
Q8 過去に町内会負担のみで設置した防犯カメラは更新設置の対象となりますか。	2
Q9 過去に当該補助事業を活用して単位町内会が設置した防犯カメラを連合町内会に譲渡することは出来ますか。また、その後更新設置する場合、補助対象となりますか。	2
Q10 録画装置のみの取替は、更新設置の対象となりますか。	3
Q11 以前(平成26～28年度、令和元～6年度)の補助で設置した防犯カメラの更新費用について補助してもらえますか。	3
Q12 警察への情報提供は拒否してもよいですか。	3
Q13 警察への情報提供時には、SDカードがなくなり困るのではないのでしょうか。	4
Q14 今年度は設置準備が間に合わず申請できないのですが、どうすればよいですか。	4
Q15 補助金交付決定通知書が届き、業者へ工事に取りかかるよう依頼しましたが、設置工事完了が当初の予定より遅れると言われ、提出期限内に実績報告書を提出できそうにありません。どうすればよいですか。	4
Q16 交付決定通知まで完了しているのですが、業者や金額の変更は可能でしょうか。	4
Q17 以前、当該補助事業を活用して設置した防犯カメラについて、取り替える際に撮影対象を変える又は防犯カメラの設置を廃止する場合の手続きはどうすればよいのですか。	4

Q18 防犯カメラと防犯灯が一体型になっているものを設置する場合、どちらの補助金で申請すればよいですか。.....	5
2 補助事業者	5
Q19 補助事業者に私立学校は含みますか。.....	5
Q20 補助事業者に商店街組合は含みますか。.....	5
3 補助対象経費	5
Q21 補助対象経費に、維持管理費を含みますか。また、既存設備の撤去、土地の造成や取得等の費用を含みますか。.....	5
4 撮影範囲	5
Q22 補助事業の対象となる撮影場所はどこですか。.....	5
Q23 通学路とは通学路指定を受けている道路という趣旨ですか。.....	6
Q24 防犯カメラを設置した後、別の場所に移すことはできますか。.....	6
Q25 町内会が、指定日以外に投棄する者を監視するためにごみ収集場所のみを撮影するために設置する防犯カメラは対象になりますか。.....	6
5 様式の記載	7
Q26 岡山市防犯カメラ設置支援事業実績報告書(様式第7号)についてですが、2の「実績額」は、事業費総額、市の補助金額交付決定額のどちらにしたらよいですか。7	
Q27 岡山市防犯カメラ設置支援事業実績報告書(様式第7号)についてですが、5の「事業完了年月日」はどの時点の日付を入れたらいいですか。.....	7

1 全体

Q1 申請受付期間を過ぎると申請は受理してもらえないのですか。

A1 申請受付期間終了後の申請は受理できません。ただし、第1期の申請受付期間終了後の時点で予算額に達しない場合は、第2期の募集を行います。

Q2 新規設置と更新設置を同時に申請することは可能か。

A2 可能です。ただし、施工業者に新規設置と更新設置の見積書を別々に作成するよう依頼してください。

Q3 カメラと録画装置の台数が異なるなどの場合、補助額はどうなりますか。

A3 基本、カメラの設置台数に新規設置の場合は30万円を、更新設置の場合は20万円を乗じた額を補助金の上限としますが、補助対象経費が補助金の上限に満たない場合は、補助対象経費を補助額とします。

例① 住民団体が、次の予算で防犯カメラを新規設置した場合

- ・カメラ2台分(設置費用含む) 30万円
- ・録画装置等諸経費 20万円
- (補助対象経費合計) 50万円

上記の場合、補助額は補助対象経費と同額の50万円となります

例② 住民団体が、次の予算でカメラを更新設置した場合

- ・1台20万円のカメラ3台 60万円
- ・1台10万円の録画装置3台 30万円
- (補助対象経費合計) 90万円

上記の場合、補助金の上限はカメラの台数に20万円を乗じた額であるため $20万円 \times 3台 = 60万円$ となり、補助額は60万となります。

例③ 新規設置と更新設置を同時に申請する場合

- ・カメラ1台目と2台目は費用込みで各40万円(新規設置)
- ・カメラ3台目は費用込みで20万円(更新設置)

上記の場合、新規設置と更新設置の場合とで分けて考えます。

新規設置:補助対象経費の $40万円 \times 2台 = 80万円$ が補助金の上限の $30万円 \times 2 = 60万円$ を超えるため、補助額は60万円です。

更新設置:更新設置の補助金の上限は $20万円 \times 1台 = 20万円$ で、補助対象額の20万円と同額のため、補助額は20万円です。

よって、補助額の総額は60万円+20万円=80万円です

Q4 補助金の上限について、防犯カメラ1台につき新規設置は30万円、更新設置は20万円となっていますが、これはカメラ本体のみの金額ですか。それとも全体の経費に対する金額ですか。

A4 全体の経費です。

Q5 動いてはいるが劣化した場合(故障していない場合)は更新設置の対象になりますか。

A5 当該補助事業を活用して設置した防犯カメラで6年を経過している場合は、故障・劣化どちらも補助対象となります。

Q6 過去に補助を受けて設置した防犯カメラの修繕費用は補助の対象にならないですか。

A6 修繕については補助対象となりません。

Q7 令和6年度に町内会の費用で防犯カメラの更新をしましたが、補助対象になりますか。

A7 補助対象となりません。

過年度に行った更新の経費については対象となりません。

Q8 過去に町内会負担のみで設置した防犯カメラは更新設置の対象となりますか。

A8 補助対象となりません。

ただし、新規設置の補助対象とすることはできますので、撤去費用を除いた経費で補助金額を算定してください。

Q9 過去に当該補助事業を活用して単位町内会が設置した防犯カメラを連合町内会に譲渡することは出来ますか。また、その後更新設置する場合、補助対象となりますか。

A9 あらかじめ財産処分承認申請書(様式第10号)を提出し、その承認を受けた場合は譲渡することが出来ます。

また、譲渡の承認後更新設置する場合、補助対象となります。

Q10 録画装置のみの取替は、更新設置の対象となりますか。

A10 周辺機器等のカメラに付属する設備のみの更新は対象になりません。

※録画装置のファンやHDD(ハードディスク)は消耗品です。安価なものではありませんが、消耗品の取替といった維持管理費のみの場合は対象としていません。

更新設置には、カメラの更新(購入、取付、撤去等)に係る経費が必ず含まれるものとします。

Q11 以前(平成26～28年度、令和元～6年度)の補助で設置した防犯カメラの更新費用について補助してもらえますか。

A11 令和7年度においては、平成26～H30年度に岡山市防犯カメラ設置支援事業を活用して設置した防犯カメラであれば、耐用年数の6年を経過しているため更新の補助対象になります。(平成29、30年度は補助を実施していませんが、6年の考え方の都合上記載しています)

ただし、6年を経過していない場合でも、防犯カメラが天災等やむを得ない理由で修理不能となった場合など、補助対象になる場合があります。対象かどうかの判断基準や手続きについては、各区役所にお問い合わせください。(6年を経過せず廃棄する場合の手続きには、財産処分承認申請書(様式第10号)、申立書や見積書等の添付が必要です。)6年を経過していないが、更新することを認められた場合には、更新設置申請をしてください。

【参考】6年経過の考え方について

設置月に関わらず、更新したいカメラを設置した日から丸6年経過した年度の、その次の年度から補助対象となります。

例：令和元年度設置→令和 2①→令和 3②→令和 4③→令和 5④→令和 6⑤→令和 7⑥→令和 8 年度 4 月から補助開始

Q12 警察への情報提供は拒否してもよいですか。

A12 提供するか否かの最終的なご判断は、各団体が主体的に決定していただくことになります。なお、今回の事業開始にあたり、県警察本部に対して、情報提供時の対応について、丁寧に行っていただくよう協力をお願いしており、地域における防犯力向上という目的に鑑み、可能な範囲で情報提供をお願いいたします。

案件によっては情報提供する際に発生する費用等が警察署より支給される場合がありますので、まずは警察署にご相談ください。

Q13 警察への情報提供時には、SDカードがなくなり困るのではないのでしょうか。

A13 警察への提供はSDカードそのものでなく、中に保存されている映像・画像の記録情報です。SDカードが重要証拠となる場合、SDカードが警察により一時的に引き取られても情報がコピーされたあとSDカードは返却されると聞いております。一時的に引き取られた間、代替のSDカードを依頼するなど、提供前に警察署に確認のうえ提供ください。

Q14 今年度は設置準備が間に合わず申請できないのですが、どうすればよいですか。

A14 本事業については、継続的な事業実施を予定しており、準備が間に合わない場合は、次年度以降の申請をご検討ください。(ただし継続しての事業実施は確約されたものではありませんので年度初めにご確認ください。)

Q15 補助金交付決定通知書が届き、業者へ工事に取りかかるよう依頼しましたが、設置工事完了が当初の予定より遅れると言われ、提出期限内に実績報告書を提出できそうにありません。どうすればよいですか。

A15 防犯カメラ設置工事を完了し、実績報告書類を提出期限内に提出することが条件となっています。よって、提出期限内に提出できない場合は、補助金交付決定を取り消します。

Q16 交付決定通知まで完了しているのですが、業者や金額の変更は可能でしょうか。

A16 変更する内容について、内容変更申請書(様式第5号)に記載し、新しい見積書やカタログ等の変更後の内容が分かるものを添付して提出してください。

Q17 以前、当該補助事業を活用して設置した防犯カメラについて、取り替える際に撮影対象を変える又は防犯カメラの設置を廃止する場合の手続きはどうすればよいですか。

A17 既存の防犯カメラを取り替える際、場所変更や撮影向きの変更等により撮影対象が変わる場合でも、更新設置の扱いになります。

単に防犯カメラを廃止する場合は、処分処理が必要です。やむを得ず6年未満で処分する場合は、財産処分承認申請書(様式第10号)を提出して、承認を受けていただく必要があります。6年以上経過している場合は、報告のみで結構です。

Q18 防犯カメラと防犯灯が一体型になっているものを設置する場合、どちらの補助金で申請すればよいですか。

A18 防犯カメラ設置支援事業補助金で申請してください。

2 補助事業者

Q19 補助事業者に私立学校は含まれますか。

A19 私立学校は、本補助金の補助事業者には含まないものとします。

私立学校は、学校法人が運営していることから、防犯カメラ設置については、運営主体である法人が負担すべきものと考えます。

Q20 補助事業者に商店街組合は含まれますか。

A20 商店街組合については岡山市役所の他課で実施している商店街等を対象とした補助金を利用し防犯カメラの設置が可能のため、本補助金の補助事業者には含まないものとします。(令和6年度から補助対象外としています)

※商店街基盤整備事業補助金(産業振興課)

ただし、商店街組合が令和5年度以前に防犯カメラ設置支援事業補助金を活用して設置した防犯カメラについては、本補助金を活用して更新することは可能です。

3 補助対象経費

Q21 補助対象経費に、維持管理費を含みますか。また、既存設備の撤去、土地の造成や取得等の費用を含みますか。

A21 含みません。保守・修理費用、電気料金などの維持管理費は補助対象経費から除きます。

また、更新設置の場合には、既存防犯カメラ等(専用ポール等の付属品も含む)の撤去費用は対象となりますが、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に関する経費は除きます。

4 撮影範囲

Q22 補助事業の対象となる撮影場所はどこですか。

A22 犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路、公園等を撮影するものが対象となります。ただし、補助事業の趣旨に鑑み、鉄道駅の構内、商業施設内、出入りが管理されている駐車場・駐輪場等を撮影するものは含みません。

○対象となる場所の例

- ・通学路(通学バスの停留所等の集合場所も含む)
- ・学校の校門付近(校門から道路を撮影している場合)
- ・商店街の大通り
- ・児童が集合場所として利用或いは通学路周辺に所在する公園等 ・その他公道

○対象とならない場所の例

- ・列車・バス・タクシー・旅客船等公共交通機関の車(船)内 ・金融機関、小売店、百貨店、複合施設等の商業施設 ・劇場、映画館、スポーツ・レジャー施設、ホテル、旅館 ・観光施設
- ・図書館、公民館、市民会館、市等の公共施設 ・鉄道駅構内 ・学校敷地内
- ・共同住宅(マンション等)の共用部分・駐車場 ・個人宅 ・私道
- ・駐車場、駐輪場
- ・ごみ収集場所

Q23 通学路とは通学路指定を受けている道路という趣旨ですか。

A23 通学路指定を行っていない学校(岡山大学附属小学校、私立小学校、支援学校等)もあるので、必ずしも指定の有無に拘るものではなく、実際に児童が通学に利用している公道であれば対象とするという趣旨です。

Q24 防犯カメラを設置した後、別の場所に移すことはできますか。

A24 原則として、減価償却期間中(6年間)、カメラの設置場所や撮影範囲を変更することは認められません。設置完了後、やむを得ない事情により変更の必要が生じたときは、個別にお問い合わせください。

**Q25 町内会が、指定日以外に投棄する者を監視するためにごみ収集場所の
みを撮影するために設置する防犯カメラは対象になりますか。**

A25 ごみを捨てるものを監視するというのは、本事業の趣旨には当たらないため対象とはなりません。

町内会が、犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路の安全のために防犯カメラを設置する場合で、撮影範囲が道路で一部ごみ収集場所が入る場合や、専用柱を設置する場所がないため、ごみ収集場所の壁等に設置して道路や公園を撮影するという趣旨であれば、本事業の対象となります。

5 様式の記載

Q26 岡山市防犯カメラ設置支援事業実績報告書(様式第7号)についてですが、2の「実績額」は、事業費総額、市の補助金額交付決定額のどちらにしたらいですか。

A26 実績額は、事業費総額のことです。
したがって、申請者が支払った領収証の総額となります。

Q27 岡山市防犯カメラ設置支援事業実績報告書(様式第7号)についてですが、5の「事業完了年月日」はどの時点の日付を入れたらいいですか。

A27 事業完了日というのは、「設置工事が完了して現地確認を行った日」と「代金の支払いが完了した日」のいずれか遅い方の日付です。

要綱では、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日または申請年度の1月31日のいずれか早い日までに実績報告書の提出を義務づけていますので、報告書の提出日から逆算して考えていただき、事業費の支払いや完了確認の日を決めておくのがよいのではないかと思います。